

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、木田郡二股土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）西土居地区）を行うことについて平成27年10月5日適当と決定した。

その関係書類を三木町産業振興課において平成27年10月16日から同年11月5日まで縦覧に供する。

平成27年10月9日

香川県知事 浜 田 恵 造